

のうせい 佐用

農業委員会だより

第 50 号

平成 30 年 11 月 5 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

# ちくさ刊



収穫の秋。町内各地では、米、芋、くりなど、秋の味覚の収穫が行われました。

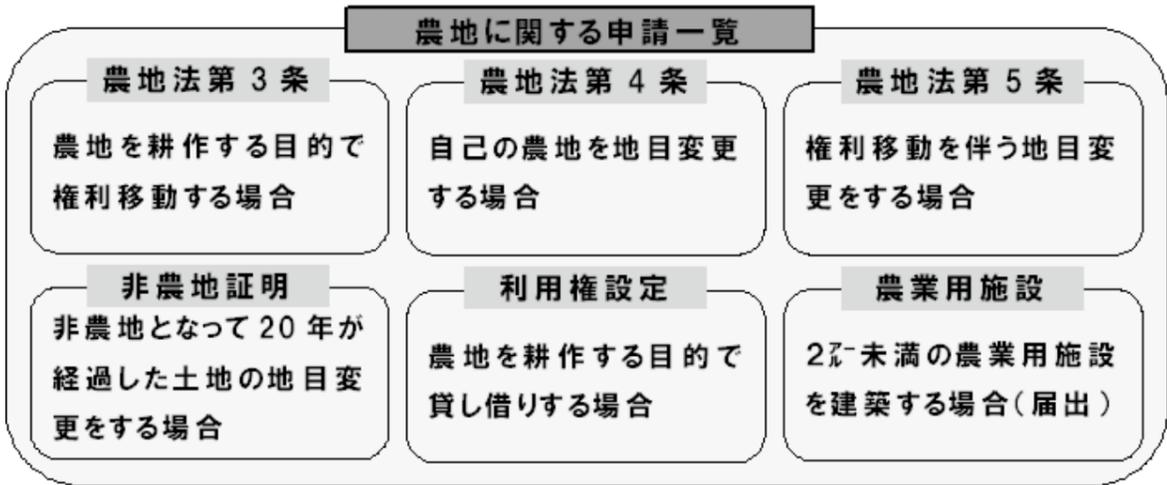
石井地域づくり協議会は、下石井地区にあるふれあい農園で、利神保育園の園児を招いてさつまいも掘りを行いました。園児は、自分の顔ほどの大きなさつまいもを力いっぱい掘り上げていました。

## 主な記事から

- ☆ ここが知りたい「農業委員会」  
・・・ 2～3
- ☆ 農地パトロールの実施  
・・・ 4
- ☆ 全国農業新聞を購読しませんか  
・・・ 4
- ☆ 編集後記  
・・・ 4

# ここが知りたい「農業委員会」

今月号では、「ちくさ川」第50号を記念して、農業委員会の業務や農地の売買、転用などに関し、みなさんが疑問に感じていることにお答えします。農地のことでお悩みのことがあれば参考にしてください。



## ●農業委員会制度

Q. 農業委員会は何をする組織ですか？

A. 農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成され、地域の農地の現状を把握し、優良農地を守るために日々の活動を行っています。

具体的には、農業委員は、農地の売買や貸借の許可や、農地を宅地などへの転用申請の審査を行います。一方、農地利用最適化推進委員は、遊休農地の発生防止や担い手への農地の集約化を行います。

Q. 農業委員会の委員はどうやって選ばれるのですか？

A. 農業委員は、農業者や農業団体などの推薦に加え公募し、議会

所有権移転や賃借権の設定を伴う転用をする場合には「農地法第5条申請」が必要です。

Q. 地目変更ができる土地とできない土地の違いは何ですか？

A. ほ場整備を行った農地や、まとまった農地などは、町が今後農業上の利用を確保するべき土地として「農業振興地域内の農用地」に指定しています。これに該当すると、指定された用途以外に転用する場合には農用地区域からの除外を行わないと県が許可を行いません。

Q. 許可を受けずに転用した場合にどうなりますか？

A. 転用許可を受けないで農地を転用した場合、農地法に違反することになります。名義変更等ができないほか、工事の中止命令や原状回復命令を行ったり、罰則規定に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)に処せられる場合があります。

の同意を得て町長が任命しています。農地利用最適化推進委員は、同様に推薦と公募し、農業委員会が委嘱します。任期はいずれも3年です。

## ●農地の売買

Q. 農地の売買をするにはどうすればいいのですか？

A. 農地を耕作する目的で売買する時には、「農地法第3条申請」を行って、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行った売買は無効となり、所有権移転の登記ができません。

Q. 3条許可の条件は？

A. 3条許可は、農地を新たに所有する方について審査をすること

Q. 非農地証明ができる基準は？

A. 非農地となって20年以上が経過した場合、「非農地証明」によって地目が変更できる場合があります。非農地証明の基準は、▽非農地となつてから20年以上経過していることが証明できる▽農地に復元することが困難であること▽が要件となります。駐車場や広場などの場合は、20年以上が経過していても、容易に復元できると判断されるため、証明はできません。

## ●その他

Q. 一から農業を始めたい場合、何か条件がありますか？

A. 農業を始めることへの条件はありませんが、農地を購入する場合は30㎡以上の条件があります。ただし、町の空き家バンクに登録された空き家とセットで購入する場合は、条件を満たせば1平方メートルから購入できます。

Q. 農地を耕作しないで放置できますか？

になります。審査項目は、▽農地のすべてを耕作しているか▽農作業に常時従事しているか▽下限面積30㎡を満たしているかとなり、すべての条件を満たしている必要があります。下限面積とは、現在耕作している農地と購入する農地の面積を合計した面積です。

## ●農地の地目変更

Q. 農地の地目を変更する場合にはどうすればいいのですか？

A. 農地から宅地や雑種地、山林などに用途を変更する場合には、必ず事前に転用申請を行い、農業委員会の審査と県知事の許可が必要です。自己所有の農地を転用する場合には「農地法第4条申請」、

A. 農地の権利がある人は、農地を農地として利用する責任があります。一度荒れると元の状態に戻すのに大変な手間と労力がかかります。また、耕作放棄地の場合は課税が強化される場合もあります。耕作できない場合は、推進委員などに相談し、耕作してくれる人を探るか、自身で草刈りや耕起などを行い、周囲の農地や住宅に迷惑を掛けないようにしてください。

Q. 人・農地プランとはどんな制度ですか？

A. 人・農地プランは、農地を守り、集落の農業をどう進めていくのかを考える計画書です。具体的には、地域で中心となる農業者は誰なのか、いつごろ、どの農地が誰に貸し出し予定なのかを集落で話し合い、人・農地プランとして決定します。

問 農林振興課 農林水産振興室

☎ 82-0667

## 農業委員会からの お知らせ

☎Tel. 82-0667  
information

### 農地パトロールを実施

農業委員会は、8月20日に町内一斉の農地パトロールを実施しました。今回は、昨年度に許可をした農地転用の進捗状況や、遊休農地の発生状況などについて確認しました。



農地パトロールのようす

パトロールでは、草が生い茂り、管理が不十分な農地が見受けられました。管理を怠ることにより、害虫や害獣の住みかとなったり、不法投棄がされたりする恐れがありますので、草刈りなどの適正な管理をお願いします。

農地についての疑問やお困りの際には、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員まで相談ください。

### 全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する農業専門誌です。農業者向けの幅広い情報を、週刊で発信しています。

### ■さまざまな問題に、じっくり鋭く迫ります

週刊誌の特性を生かして、企画を重視し、じっくり解説します。また、農政、時事、経営問題に鋭く斬り込み、1週間の農業、農政の動きを分かりやすくまとめられています。

### ■充実した経営情報と流通の現場情報を伝えます

激変、変革の時代。専業・兼業を問わず、農業経営にとっては「情報」

が命です。「経営・技術・流通」で経営に役立つ旬の情報をお届けします。

### ■地域を元気にする情報を提供します

地域別の中山間農業やブランド化などの活性化事例や、鳥獣害対策の情報をお知らせします。

- ・月4回、金曜日発行
- ・月700円（税込）

申し込みを検討する人は、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。



### 許可申請締切日

農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。

12月委員会分	11月30日(金)
1月委員会分	12月28日(金)
2月委員会分	1月31日(木)

### 編集後記

今年は猛暑で、例年に増して大変な農作業でした。秋には、黄金色に輝く稲穂が次々と刈り取られました。作柄はいかがでしたか。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化による後継者不足に加え、有害鳥獣の被害と、厳しさを増すばかりです。耕作放棄地をなくし、優良な農地を守るためには、新たな担い手の育成が必要です。

農業委員会では、農地の集約化を図り、担い手農家の育成に取り組んでいます。農地の維持管理で困っていることがあれば、農業委員または推進委員に相談ください。

編集委員 伊東 静夫

### 編集委員会

委員長 鎌本浩三  
副委員長 伊東静夫  
委員 井上建治  
委員 清水利重  
委員 藤本孝雄  
委員 藤原正幸  
委員 藤本浩志  
委員 金谷隆志